

令和 3 年度補正

取引適正化等推進事業（消費税に関する取引実態等調査事業）

消費税転嫁に関する調査

最終報告書

2023 年 2 月 28 日

＜報告書の構成＞

1. 消費税の転嫁状況（全体）の時系列推移
2. 消費税の転嫁状況（従業員規模別）の時系列推移
3. 消費税の転嫁状況（業種 7 分類別）の時系列推移
4. 免税事業者との取引の時系列推移
5. 参考資料

<調査概要>

■調査手法：書面郵送調査

■調査時期：令和4年7月、令和4年11月（計2回）

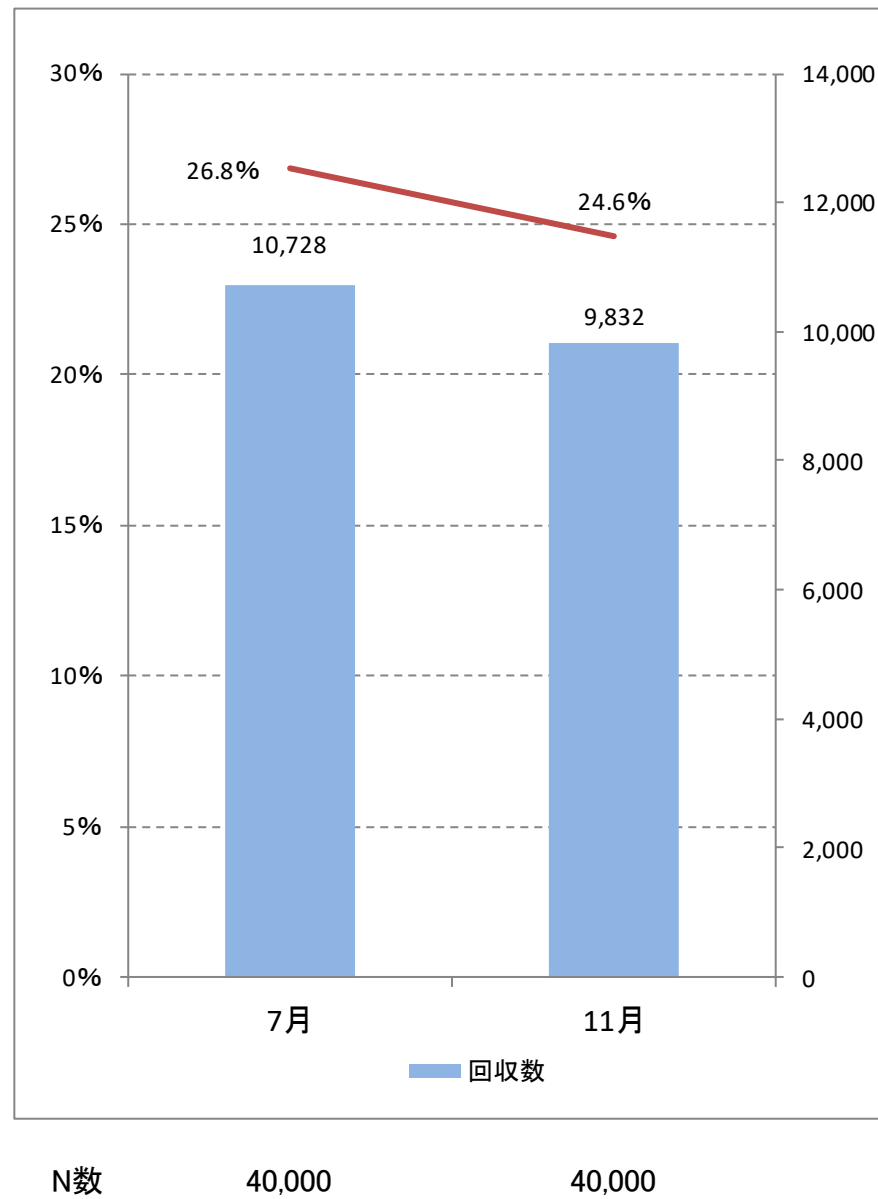
■対象事業者数：各月40,000者

- 株式会社東京商工リサーチに登録されている事業者を対象に実施
- 総務省「平成28年経済センサス」における、従業員規模分布、業種分布に基づき、無作為抽出

■備考

- 各集計ごとに、無回答は除外して集計
- 設問4（業種）が無回答の場合、調査IDを基に、株式会社東京商工リサーチに登録されている業種分類を代入

回収状況の推移



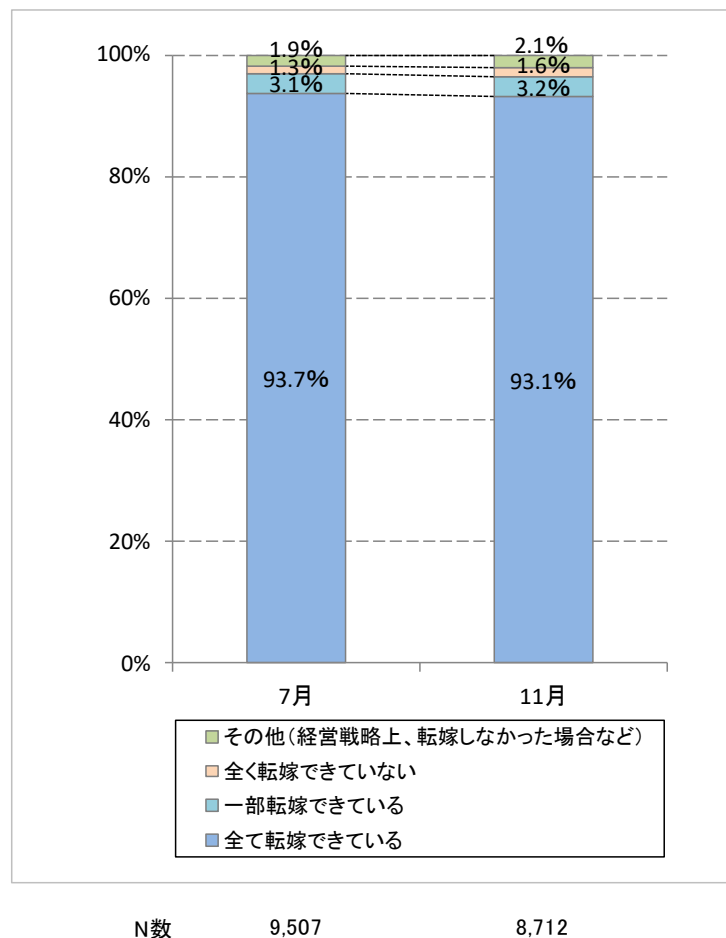
1. 消費税の転嫁状況（全体）の時系列推移

1. 消費税の転嫁状況(全体)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

「全て転嫁できている」と回答した事業者は、7月調査、11月調査ともに93%を超えている。

(7月調査93.7%、11月調査93.1%)

問 8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB 取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【〇は1つ】

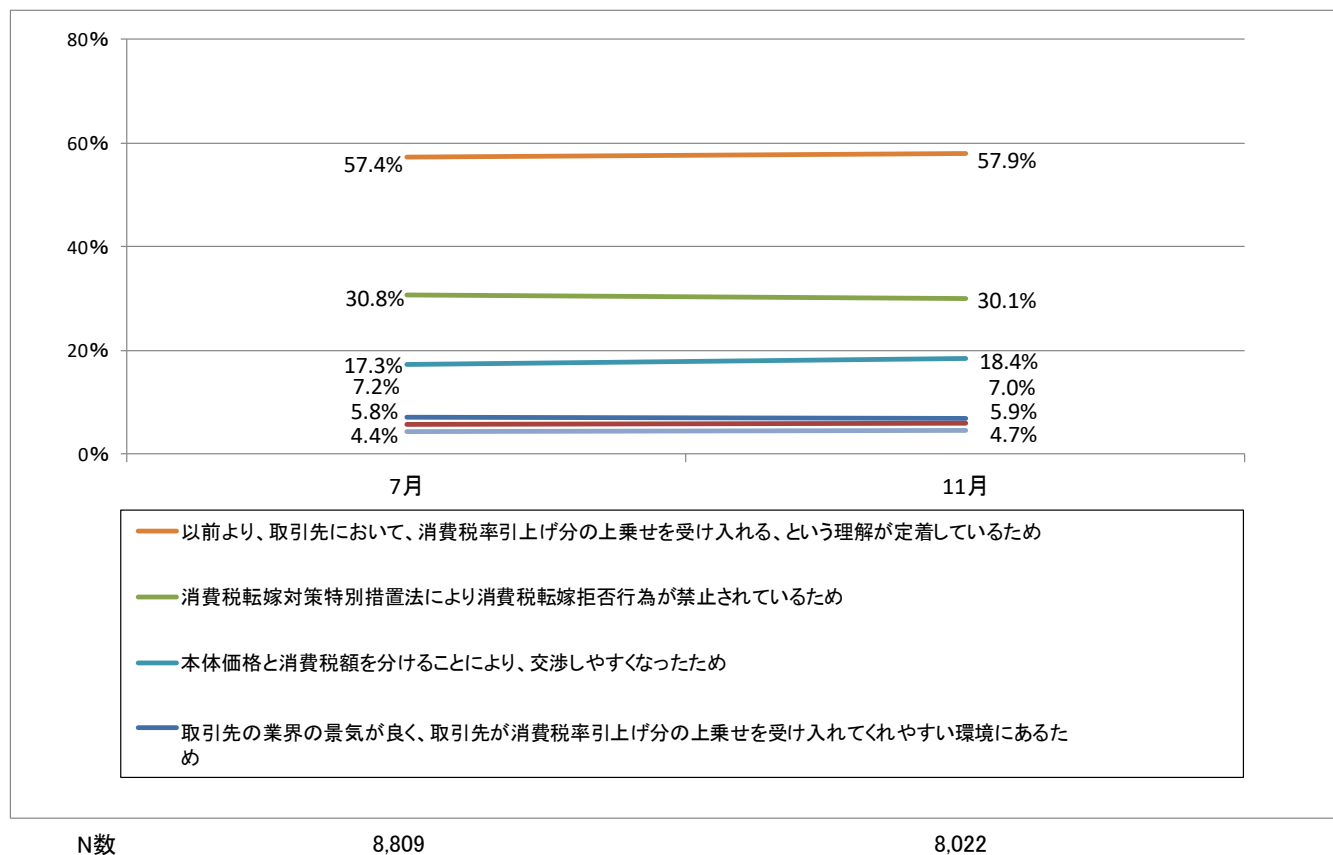


1. 消費税の転嫁状況(全体)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁できた理由

7月調査、11月調査ともに、「以前より、取引先において、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れる、という理解が定着しているため」と回答した事業者が最も多く、次いで「消費税転嫁対策特別措置法により消費税転嫁拒否行為が禁止されているため」が続いている。7月調査と11月調査とを比べて、転嫁できた理由の傾向に大きな変動はみられない。

問 9. 問 8 で「1.全て転嫁できている」と回答した方にお聞きします。

どういった理由により、転嫁ができたと考えますか。当てはまるものが複数の場合は、上位 2 つまで選択してください。【〇は 2 つまで】

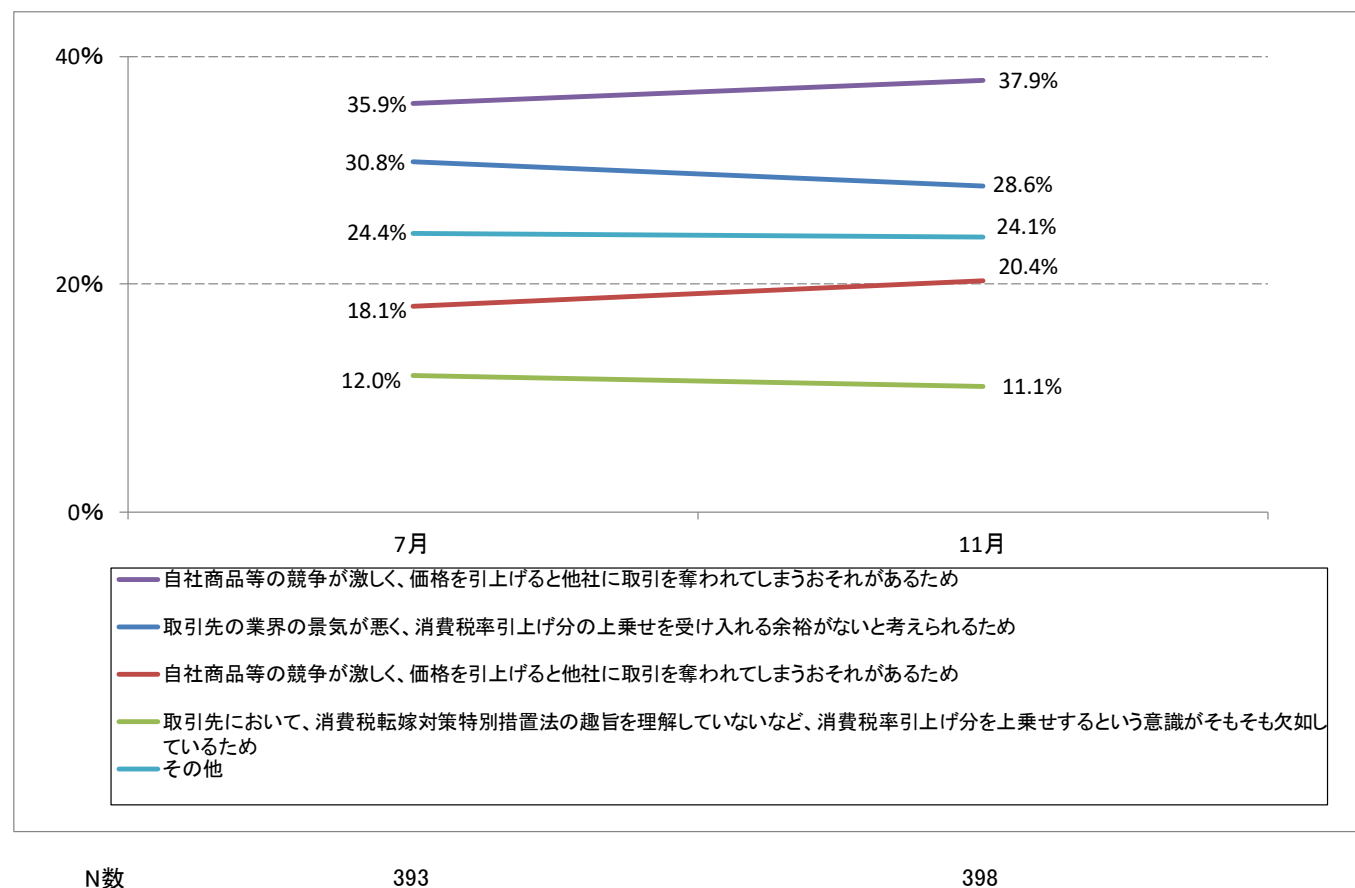


1. 消費税の転嫁状況(全体)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁できていない理由

7月調査、11月調査ともに、「自社商品等の競争が激しく、価格を上げると他社に取引を奪われてしまうおそれがあるため」と回答した事業者が最も多く、次いで「取引先の業界の景気が悪く、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れる余裕がないと考えられるため」が続いている。

問 10. 問 8 で「2.一部転嫁できている」「3.全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。

転嫁できていない理由は何と考えますか。当てはまるものが複数の場合は、上位 2 つまで選択してください。【〇は 2 つまで】

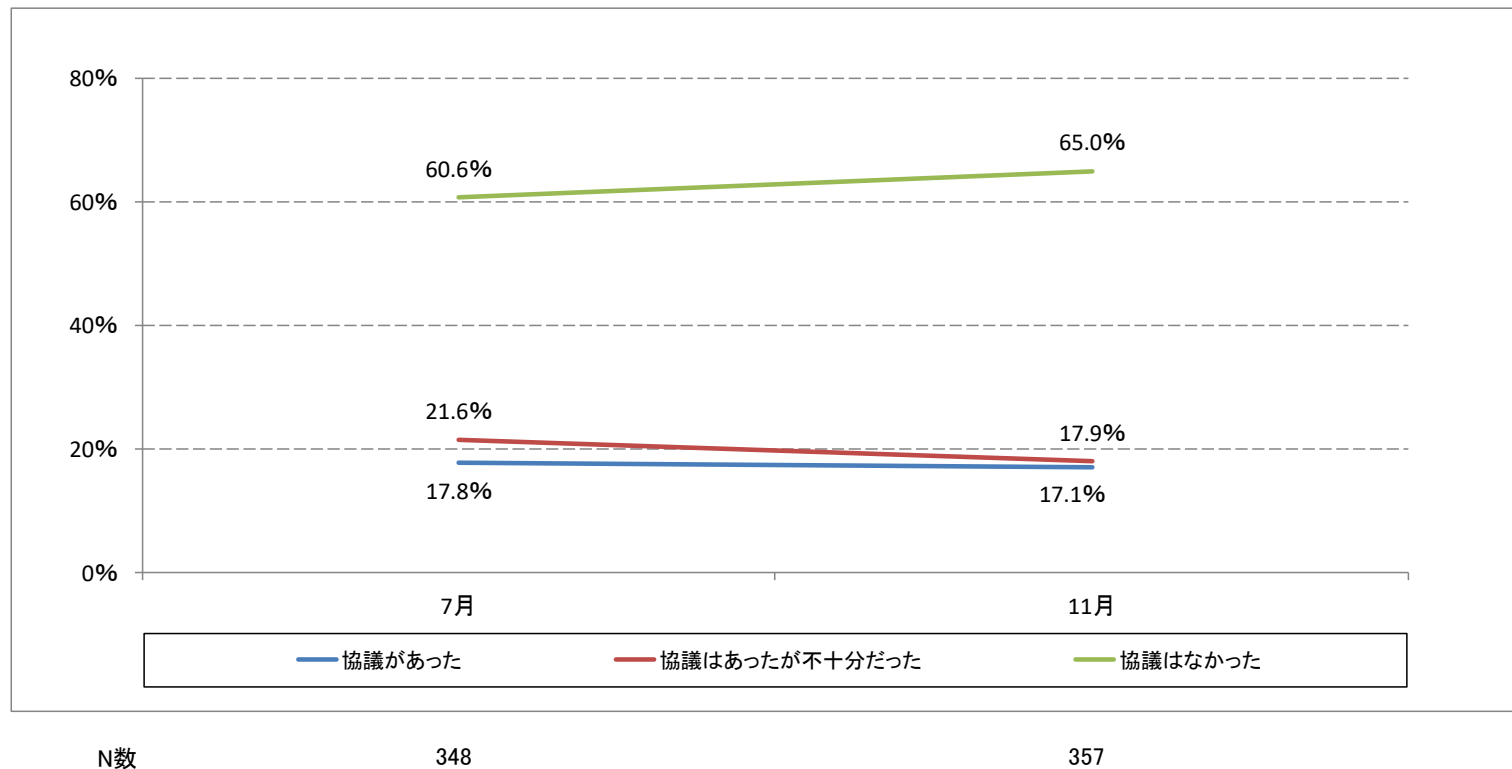


1. 消費税の転嫁状況(全体)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 取引先との協議

7月調査、11月調査ともに、「協議はなかった」と回答した事業者が最も多く、それぞれ60.6%、65.0%と6割を超えている。次いで「協議はあったが不十分だった」が続き、「協議があった」は17%台となっている。

問 11. 問 8 で「2.一部転嫁できている」「3.全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。

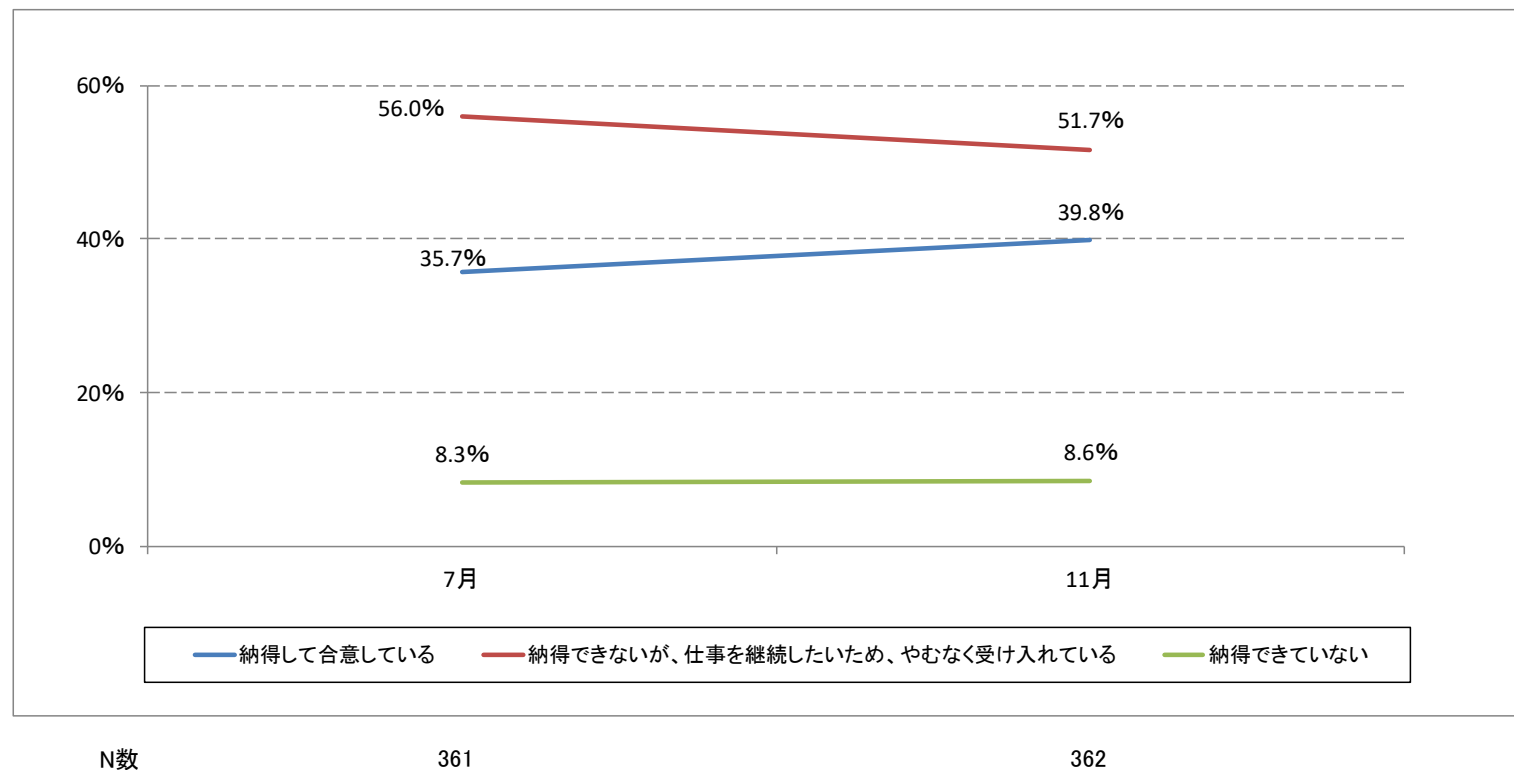
取引先と協議はありましたか。【○は1つ】



1. 消費税の転嫁状況(全体)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁についての合意

7月調査、11月調査ともに、「納得できないが、仕事を継続したいため、やむなく受け入れている」と回答した事業者が最も多いが、11月調査は7月調査と比べて4.3ポイント減少している。次いで「納得して合意している」が35%～40%の間で推移し、「納得できていない」は8%台となっている。

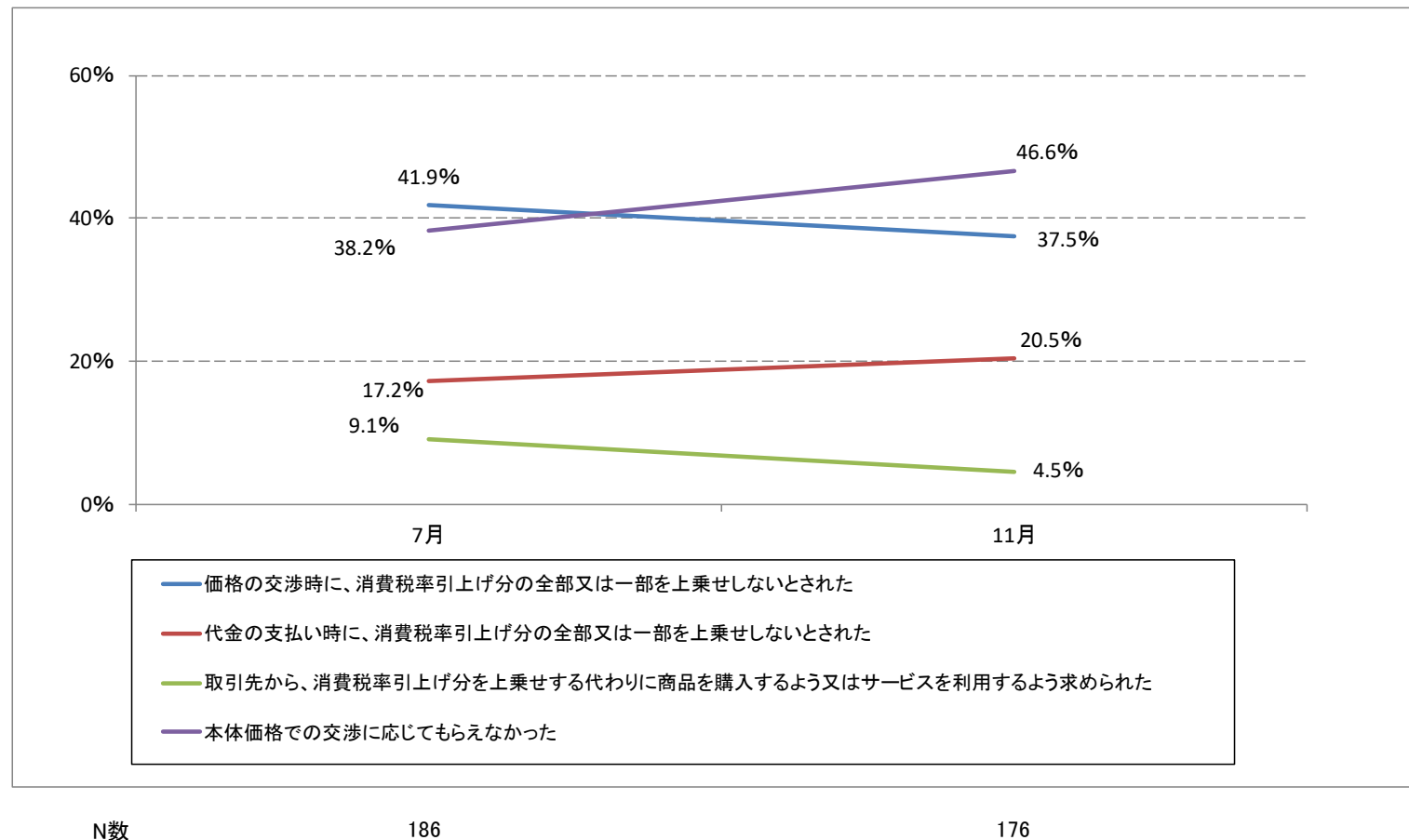
問 12. 問 8 で「2.一部転嫁できている」「3.全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。
これらに該当する取引において、価格について納得して合意しましたか。【○は1つ】



1. 消費税の転嫁状況(全体)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 取引先から受けた転嫁拒否行為

7月調査では「価格の交渉時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた」と回答した事業者が最も多く、一方11月調査では「本体価格での交渉に応じてもらえなかった」が最も多くなっている。この2項目が7月調査、11月調査ともに上位2位までを占めている。

問13. 問8で「2.一部転嫁できている」「3.全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。
取引先から以下の行為を受けたことがありますか。【〇はいくつでも】



2. 消費税の転嫁状況（従業員規模別）の時系列推移

2. 消費税の転嫁状況(従業員規模別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況：N数

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【〇は1つ】

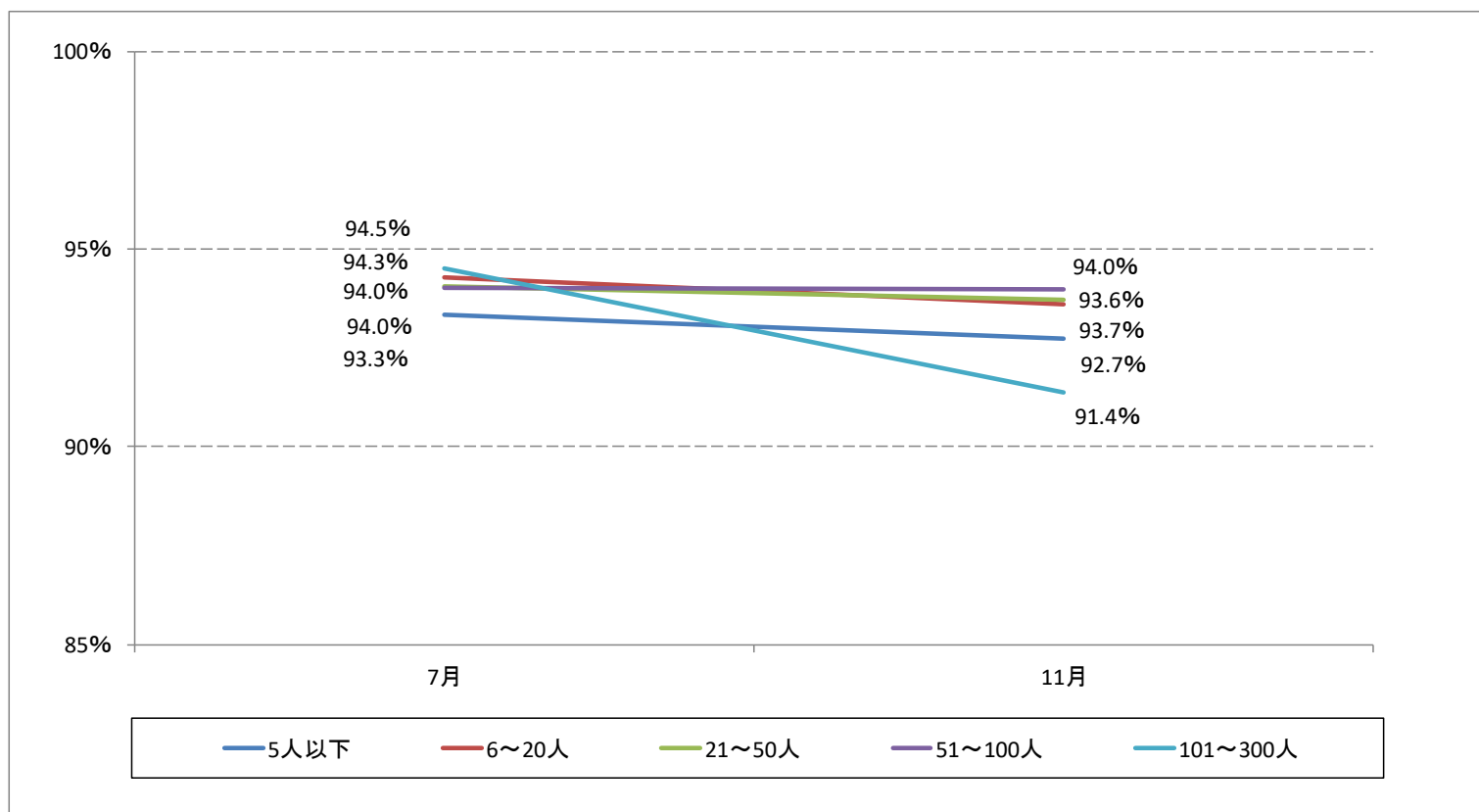
	7月	11月
5人以下	5,081	4,534
6～20人	2,763	2,626
21～50人	1,007	910
51～100人	369	352
101～300人	182	197

2. 消費税の転嫁状況(従業員規模別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況： 全て転嫁できている

「101～300人」のカテゴリについては、変動幅が3.1ポイントと他のカテゴリと比べてやや大きい傾向がみられるが、他では1ポイント未満でほぼ横ばいで推移している。全てのカテゴリで9割を超えている。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引（BtoB取引）事業全体として価格転嫁できましたか。【○は1つ】

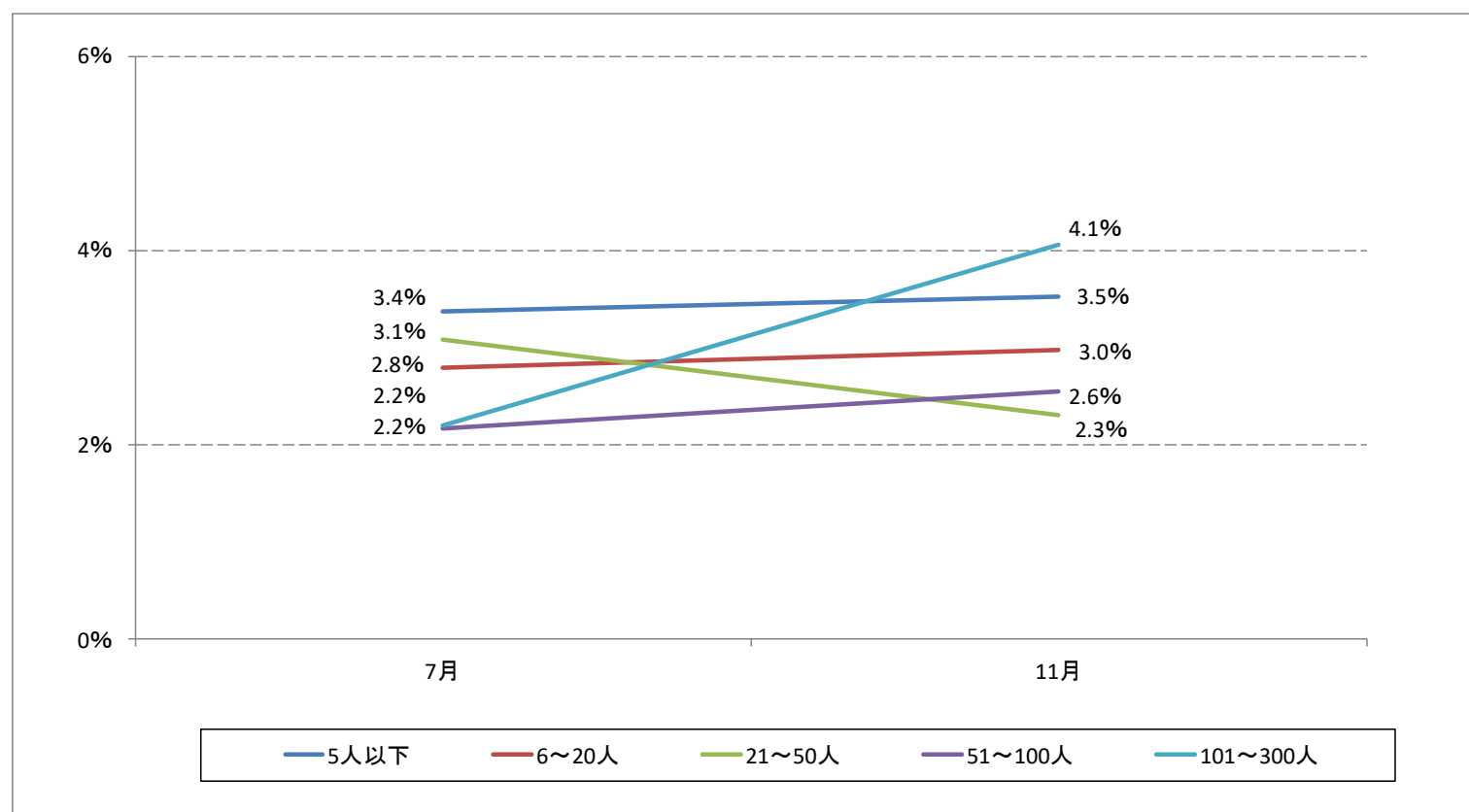


2. 消費税の転嫁状況(従業員規模別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況：一部転嫁できている

「101～300人」のカテゴリについては、変動幅が1.9ポイントと他のカテゴリと比べてやや大きい傾向がみられるが、他では1ポイント未満でほぼ横ばいで推移している。規模による顕著な違いはみられない。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【○は1つ】

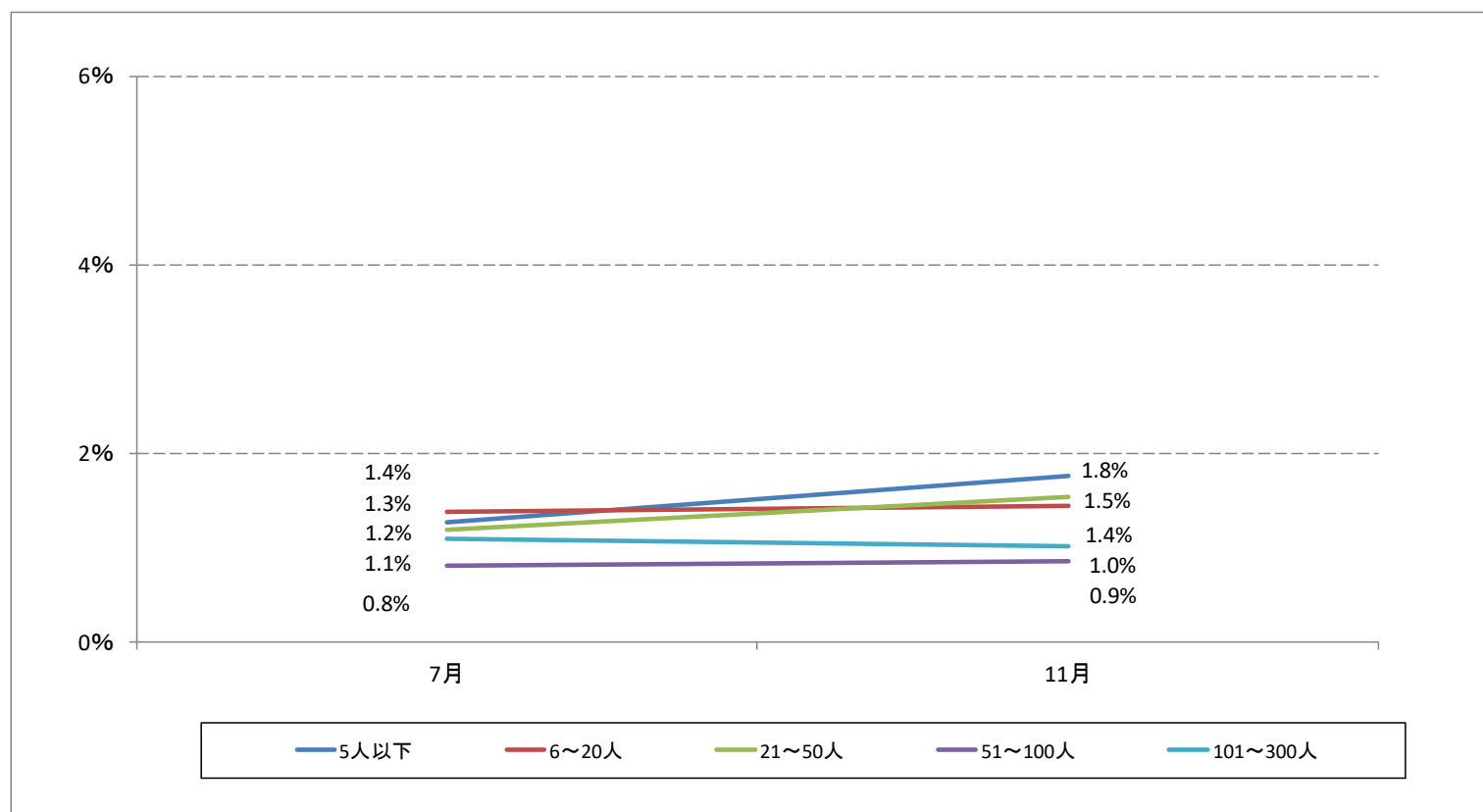


2. 消費税の転嫁状況(従業員規模別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況： 全く転嫁できていない

7月調査と11月調査とを比べて、全てのカテゴリで変動幅が小さく、ほぼ横ばいで推移している。規模による顕著な違いはみられない。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【〇は1つ】



3. 消費税の転嫁状況（業種 7 分類別）の時系列推移

3. 消費税の転嫁状況(業種7分類別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況：N数

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【○は1つ】

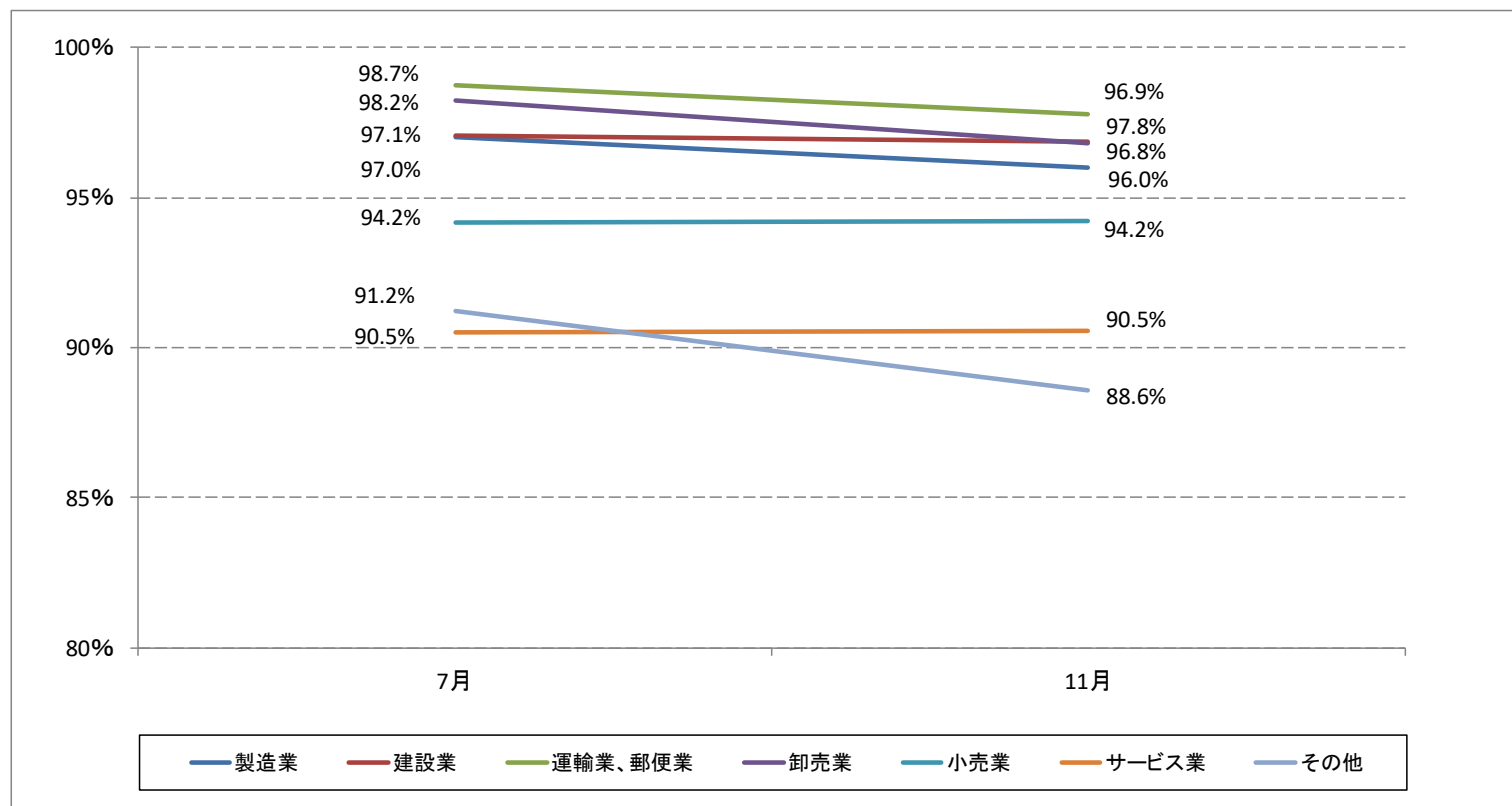
	7月	11月
製造業	1,380	1,226
建設業	1,196	1,120
運輸業、郵便業	239	225
卸売業	853	808
小売業	1,198	1,057
サービス業	3,524	3,242
その他	1,117	1,034

3. 消費税の転嫁状況(業種7分類別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況： 全て転嫁できている

「その他」を除いた全ての業種で7月調査、11月調査ともに9割を超えている。中でも「運輸業、郵便業」と「卸売業」の7月調査は98%を超えて特に高くなっている。「製造業」と「建設業」は97%前後、「小売業」は94%台、「サービス業」は90%となっている。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【○は1つ】

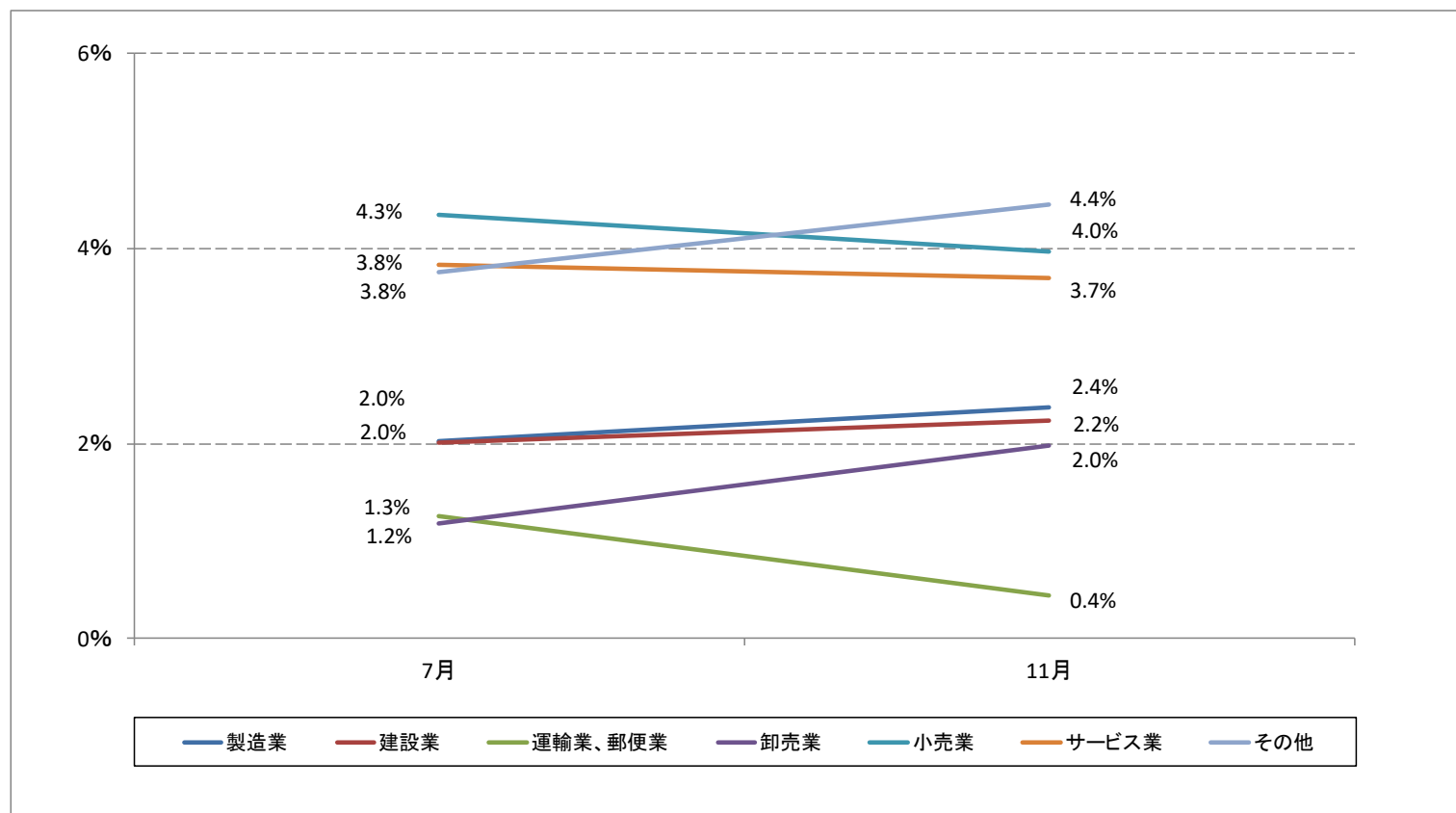


3. 消費税の転嫁状況(業種7分類別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況：一部転嫁できている

全ての業種で変動幅が1ポイント以内であり、大きな変動はみられない。「小売業」と「サービス業」で4%前後とやや高く、これ以外の業種は2.5%を下回っている。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【○は1つ】

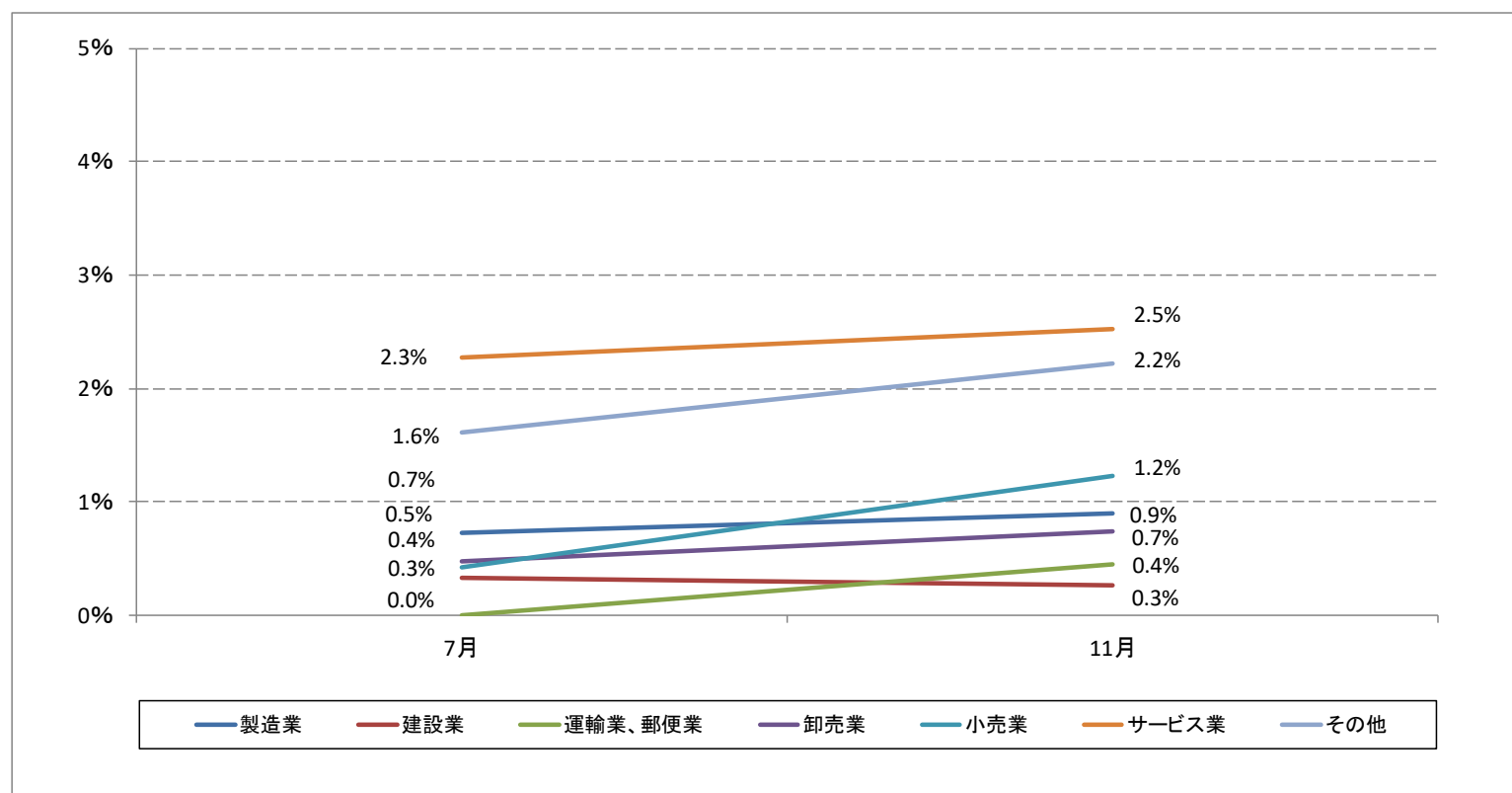


3. 消費税の転嫁状況(業種7分類別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況： 全く転嫁できてない

「サービス業」のみ7月調査、11月調査ともに2%を超えている。「その他」を除いた他の業種は回答者数が少なく、参考程度となるがほぼ0%台となっている。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引（BtoB取引）事業全体として価格転嫁できましたか。【〇は1つ】

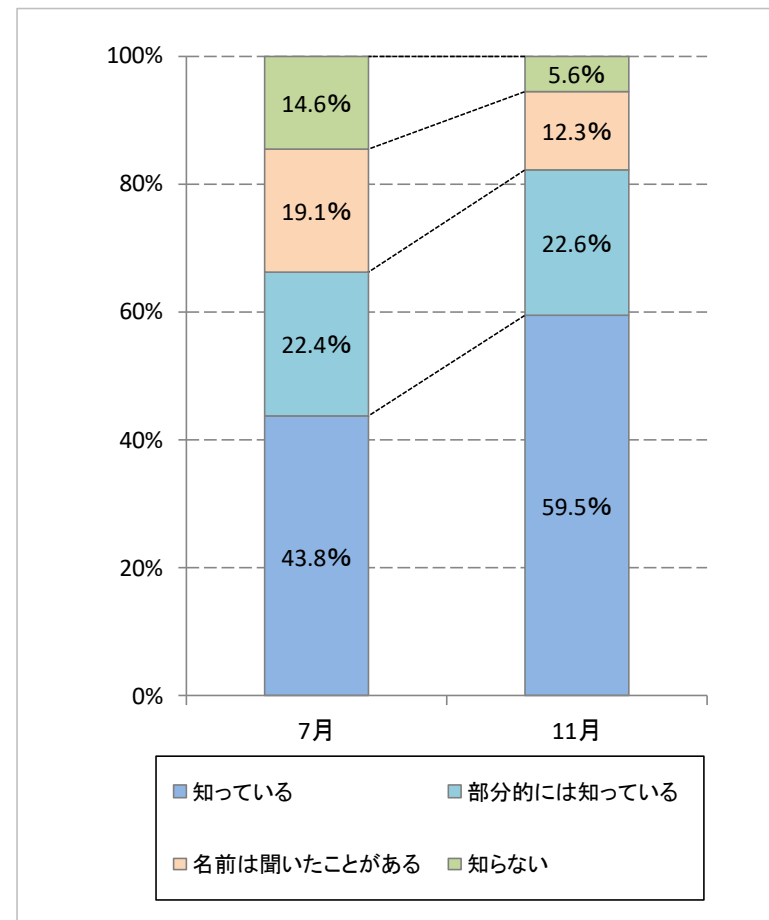


4． 免税事業者との取引の時系列推移

4. 免税事業者との取引の時系列推移：インボイス制度の認知度

「知っている」は7月調査の43.8%から11月調査では59.5%と15.7ポイント認知度が上昇している。「部分的には知っている」は22%台で横ばいで推移し、「知らない」は7月調査の14.6%から11月調査では5.6%と9.1ポイント低下している。

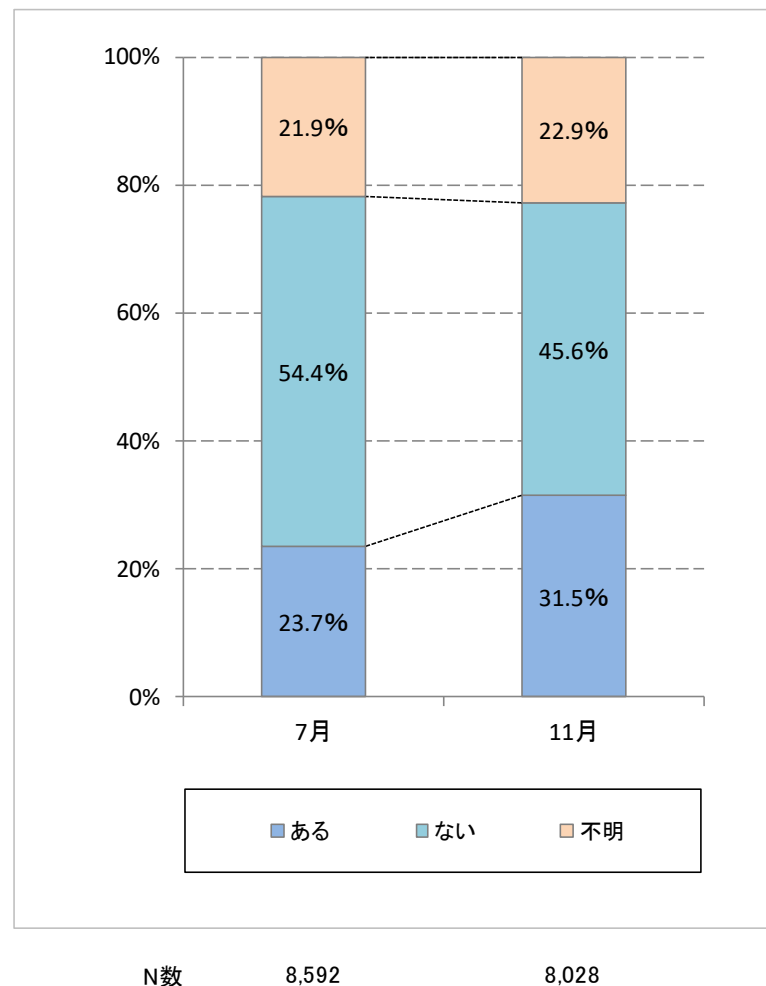
問14. 貴社はインボイス制度について知っていますか。【〇は1つ】



4. 免税事業者との取引の時系列推移：免税事業者との取引有無

「ある」と回答した事業者が7月調査では23.7%、11月調査では31.5%となっている。「ない」と回答した事業者は7月調査では54.4%、11月調査では45.6%となっている。

問15. 貴社が課税事業者（簡易課税事業者含む）の場合において、免税事業者との取引はありますか。【〇は1つ】

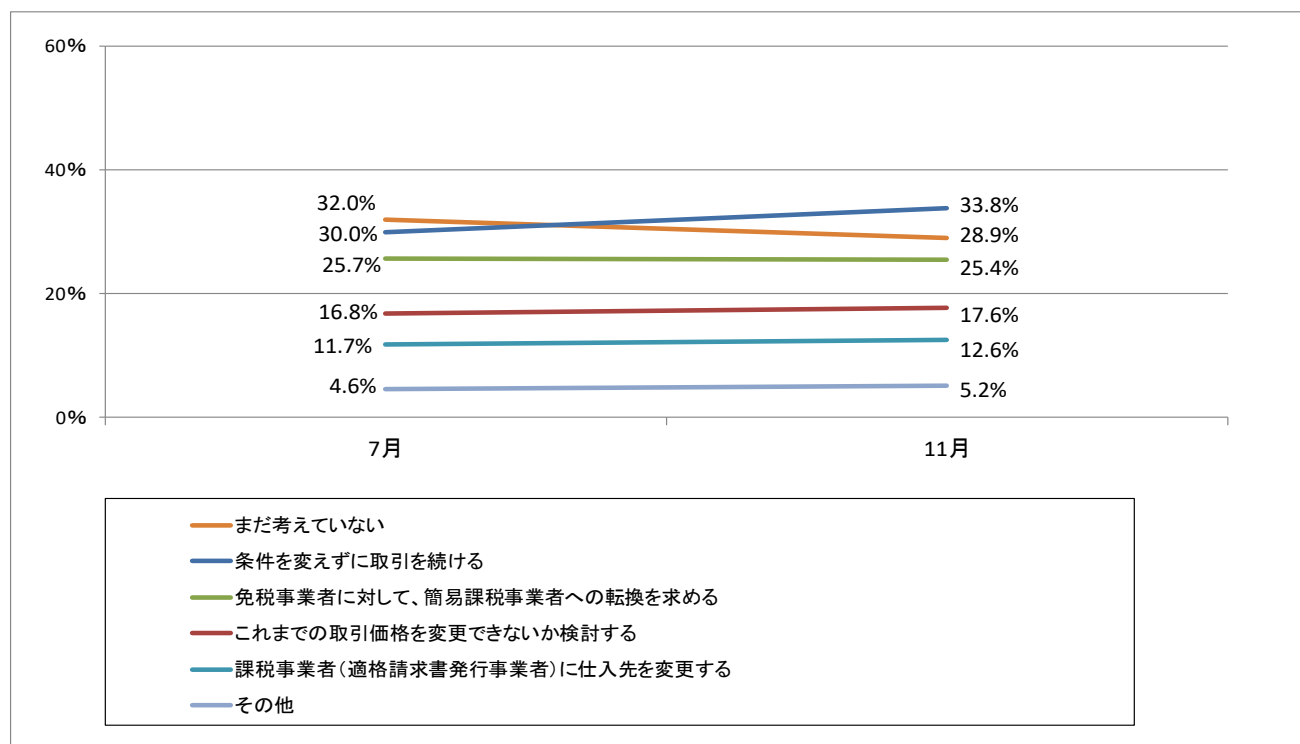


4. 免税事業者との取引の時系列推移：インボイス制度導入後の対応

「条件を変えずに取引を続ける」が7月調査では30.0%、11月調査では33.8%と3割以上となっている。一方で「まだ考えていない」と回答した事業者が7月調査では32.0%、11月調査では28.9%と3.1ポイント低下したものの、まだ3割弱の事業者は態度を保留している。

問16. 問15で「1.ある」と回答した方にお聞きます。

インボイス制度が始まると、貴社が仕入れを行う際に「仕入税額控除」を利用するには、適格請求書発行事業者（免税事業者は発行不可）から仕入れを行う必要があります。貴社がこれまで免税事業者から仕入れを行っていた取引においては、これまで全額控除できていたところ、移行期間（3年間8割控除可、更に3年間5割控除可）に移ります。貴社はどのように対応される予定でしょうか。【〇はいくつでも】



N数

2,030

2,523

5. 参考資料

5. 参考資料

調査票 1 / 4

各位
令和4年11月吉日
経済産業省 中小企業庁
令和4年度「消費税の転嫁状況に関する調査」
～ご協力をお願い～
拝啓
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊省の事業にご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。
平成26年4月に、消費税率が8%に引上げられ、令和元年10月には10%に引上げられております。消費税率の引上げは、「社会保障と税の一体改革」として実施され、税率の引上げによる消費税の増収分は、その全額が「社会保障の財源」となり、国民の皆さまに還元されます。
消費税は、生産者から卸売業者、小売業者、消費者といった各取引の段階で価格に転嫁（上乗せ）されながら、最終的に消費者が負担する税金です。また、消費税は、税金を負担する者と納付する者が異なる間接税であり、消費税を実際に納付する義務は事業者が負います。このため、事業者が消費税増税分を取り価格に正しく転嫁（上乗せ）することは、事業者の利益を守るために欠かせません。
経済産業省 中小企業庁では、消費税率引上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、引き続き監視・取締りを強化し、転嫁拒否の未然防止、違反行為への指導など迅速な是正を行っております。この一環で、消費税の転嫁状況を定期的にモニタリングするため、転嫁状況に関する事業者へのアンケート調査として、モニタリング調査を実施しております。
令和4年4月から令和5年2月の間、6ヶ月に1度、無作為に抽出された企業・事業者に対してご回答をお願いしております。本調査の結果は、経済産業省 中小企業庁など官公庁のみが、今後の施策を企画・立案するための貴重な情報として、適切に利用させていただきます。回答結果については、全て統計的に処理し、集計結果として取り扱い、回答した企業・事業者が特定されるような形で公表されることはございません。
つきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、本アンケート調査にご協力賜りたく、何卒、宜しくお願い申し上げます。
敬具

【記入上のお願い】
1. 本アンケート調査の送付・回収・集計業務については、経済産業省 中小企業庁が（株）東京商工リサーチに委託しております。
2. 回答は本調査票にご記入の上、令和4年11月15日（火）までに同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願いいたします。
3. Webアンケート画面からご回答頂くことも可能です。別添のログインガイドをご参照ください。
<本調査に関するお問い合わせ先>
株式会社東京商工リサーチ 市場調査部内 「消費税の転嫁状況に関する調査」調査事務局
所在地：東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル
電話：03-6910-3154 FAX：03-5221-0710
メール：tenka@tsr-net.co.jp
受付時間：平日（月～金）9時～12時、13時～17時 ※祝日を除く

I. 回答事業者の属性について

問1. 貴社の年間売上高（直近の決算時点）についてお答えください。【〇は1つ】

- 500万円以下
- 500万円超～1,000万円以下
- 1,000万円超～1,500万円以下
- 1,500万円超～2,000万円以下
- 2,000万円超～3,000万円以下
- 3,000万円超～5,000万円以下
- 5,000万円超～1億円以下
- 1億円超～2億円以下
- 2億円超

問2. 貴社の資本金額（直近の決算時点）についてお答えください。【〇は1つ】

（注）個人事業者の場合には、「1. 個人事業者」に〇を付けてください。

- 個人事業者
- 法人であって1,000万円以下
- 法人であって1,000万円超～3,000万円以下
- 法人であって3,000万円超～5,000万円以下
- 法人であって5,000万円超～1億円以下
- 法人であって1億円超～3億円以下
- 法人であって3億円超

問3. 貴社の会社全体の従業員数（直近の決算時点）についてお答えください。【〇は1つ】

（注）従業員には正社員・正職員のほか、パート・アルバイトを含みます。

一方、事業主、経営者、役員、無給の家族従業者、派遣・下請従業者は含みません。

- 5人以下
- 6～20人
- 21～50人
- 51～100人
- 101～300人
- 301人以上

5. 参考資料

調査票 2 / 4

問4. 貴社の営む業種（複数の事業を行っている場合には主たる業種）についてお答えください。

【〇は1つ】

農業、林業	卸売業、小売業
1 農業	50 各種商品卸売業
2 林業	51 繊維、衣服等卸売業
漁業	52 飲食料品卸売業
3 漁業（水産養殖業を除く）	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
4 水産養殖業	54 機械器具卸売業
鉱業、採石業、砂利採取業	55 その他の卸売業
5 鉱業、採石業、砂利採取業	56 各種商品小売業
建設業	57 繊維、衣服、身の回り品小売業
6 総合工事業	58 飲食料品小売業
7 専門工事業（設備工事業を除く）	59 機械器具小売業
8 設備工事業	60 その他の小売業
製造業	61 郵便小売業
9 食品製造業	金融業、保険業
10 飲料、たばこ、飼料製造業	62 銀行業
11 繊維工業	63 協同組織金融業
12 木材、木製品製造業（家具を除く）	64 貸金業、クレジットカード等非預金信用機関
13 家具、装飾品製造業	65 金融商品取引業、商品先物取引業
14 パルプ、紙、紙加工品製造業	66 補助的金融業等
15 印刷、同関連業	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
16 化学工業	不動産業、物品賃貸業
17 石油製品、石炭製品製造業	68 不動産取引業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69 不動産賃貸業・管理業
19 ゴム製品製造業	70 物品賃貸業
20 なめし革、同製品、毛皮製造業	学術研究、専門・技術サービス業
21 陶業、土石製品製造業	71 学術、開発研究機関
22 鉄鋼業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
23 非鉄金属製造業	73 広告業
24 金属製品製造業	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
25 はん用機械器具製造業	宿泊業、飲食サービス業
26 生産用機械器具製造業	75 宿泊業
27 家庭用機械器具製造業	76 飲食店
28 電子部品、デバイス、電子回路製造業	77 持ち帰り、配達飲食サービス業
29 電気機械器具製造業	生活関連サービス業、娯楽業
30 情報通信機械器具製造業	78 洗濯、理容、美容、浴場業
31 輸送用機械器具製造業	79 その他の生活関連サービス業
32 その他の製造業	80 娯楽業
33 電気業、ガス・熱供給・水道業	教育、学習支援業
34 ガス業	81 学校教育
35 熱供給業	82 その他の教育、学習支援業
36 水道業	医療、福祉
情報通信業	83 医療業
37 通信業	84 保健衛生
38 放送業	85 社会保険、社会福祉、介護事業
39 情報サービス業	宿泊サービス事業
40 インターネット附随サービス業	86 郵便局
41 映像、音声、文字情報制作業	87 協同組合（他に分類されないもの）
運輸業、郵便業	サービス業（他に分類されないもの）
42 鉄道業	88 売場物販業
43 道路旅客運送業	89 自動車整備業
44 道路貨物運送業	90 機械等修理業（別掲を除く）
45 水運業	91 職業紹介、労働者派遣業
46 航空運輸業	92 その他の事業サービス業
47 倉庫業	93 政治、経済、文化団体
48 運輸に附帯するサービス業	94 宗教
49 郵便業（信書便事業を含む）	95 その他のサービス業
	96 外国公務
	公務（他に分類されるものを除く）
	97 国家公務
	98 地方公務
	分類不能の産業
	99 分類不能の産業

問5. 貴社の主力の商品・サービスがどのようなものかについてお答えください。【〇は1つ】

問4で回答した業種が製造業の場合は1～3から、非製造業の場合は4～5から選択してください。

<製造業の方>

1. 中間財（販売先の企業が製品の原材料（部品、梱包材を含む）や燃料として使用するもの）
2. 資本財（販売先の企業が自社の設備として設置する機械等）
3. 最終消費財（消費者への製品）

<非製造業の方>

4. 事業者・企業への商品・サービスの提供
5. 消費者への商品・サービスの提供

問6. 貴社が免税事業者／簡易課税事業者／本則課税事業者のいずれかに該当するかについてお答えください。【〇は1つ】

（注）免税事業者とは、課税売上高が1,000万円以下で課税事業者を選択していない事業者。
簡易課税事業者とは、課税売上高が5,000万円以下で簡易課税を選択している事業者。
※上記以外の方は本則課税事業者となります。

1. 免税事業者
2. 簡易課税事業者
3. 本則課税事業者

問7. 取引先に消費税率引上げ分を支払わないといった消費税の転嫁を拒む行為や「消費税分値引きします」といった消費税の転嫁を阻害する表示をすることなどが、法律で禁止されていることを知っていますか。【〇は1つ】

1. 知っている
2. なんとなく知っている
3. 聞いたことはあるが、内容はよく知らない
4. まったく知らなかった

5. 参考資料

調査票 3 / 4

II. 消費税の転嫁状況について

問8～13は、貴社の取引において、対事業者に対し商品又は役務の供給における消費税の転嫁状況について、お聞きします。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引（BtoB取引）において価格転嫁できましたか。

【〇は1つ】

1. 全て転嫁できている → 問9へ
(例) 令和元年9月以前 108円(税込み) ⇒ 令和元年10月以後 110円(税込み)
2. 一部転嫁できている → 問10へ
(例) 令和元年9月以前 108円(税込み) ⇒ 令和元年10月以後 109円(税込み)
3. 全く転嫁できていない → 問10へ
(例) 令和元年9月以前 108円(税込み) ⇒ 令和元年10月以後 108円(税込み)
4. 事業者間取引（BtoB取引）は行っていない → 問14へ
5. その他（経営戦略上、転嫁できなかった場合など） → 問14へ

問9. 問8で「1. 全て転嫁できている」と回答した方にお聞きします。

どういった理由により、転嫁ができたと考えますか。当てはまるものが複数の場合は、上位2つまで選択してください。【〇は2つまで】

1. 取引先の業界の景気が良く、取引先が消費税率引上げ分の上乗せを受け入れてくれやすい環境にあるため
2. 自社商品のブランド・競争力が強く、価格決定権が自社にあるため
3. 消費税転嫁対策特別措置法により消費税転嫁拒否行為が禁止されているため
4. 本体価格と消費税額を分けることにより、交渉しやすくなったため
5. 以前より、取引先において、消費税分の価格引上げを受け入れる、という理解が定着しているため
6. その他

問10. 問8で「2. 一部転嫁できている」「3. 全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。

転嫁できていない理由は何と考えますか。当てはまるものが複数の場合は、上位2つまで選択してください。【〇は2つまで】

1. 取引先の業界の景気が悪く、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れる余裕がないと考えられるため
2. 自社が下請事業者であるなど、取引先との力関係で立場が弱かったため
3. 取引先において、消費税転嫁対策特別措置法の趣旨を理解していないなど、消費税率引上げ分を上乗せするという意識がそもそも欠如しているため
4. 自社商品等の競争が激しく、価格を上げると他社に取引を奪われてしまうおそれがあるため
5. その他

問11. 問8で「2. 一部転嫁できている」「3. 全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。

これらに該当する取引において、取引先と協議はありましたか。【〇は1つ】

1. 協議があった
2. 協議はあったが不十分だった
3. 協議はなかった

問12. 問8で「2. 一部転嫁できている」「3. 全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。

これらに該当する取引において、価格について納得して合意しましたか。【〇は1つ】

1. 納得して合意している
2. 納得できないが、仕事を継続したため、やむなく受け入れている
3. 納得できていない

問13. 問8で「2. 一部転嫁できている」「3. 全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。

取引先から以下の行為を受けたことがありますか。【〇はいくつでも】

1. 価格の交渉時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた
2. 代金の支払い時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた
3. 取引先から、消費税率引上げ分を上乗せする代わりに商品を購入するよう又はサービスを利用するよう求められた
4. 本体価格での交渉に応じてもらえなかった

また、どのような行為を受けたか、可能な限り具体的に記載ください。秘密は厳守しますので、安心して回答してください。

(受けた行為の具体的内容)

5. 参考資料

調査票 4 / 4

Ⅲ. 免税事業者との取引について

問14～16は、2023年10月に導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が、貴社の免税事業者との取引にどのような影響を与えるかについてお聞きます。

問14. 貴社はインボイス制度について知っていますか。【○は1つ】

1. 知っている
2. 部分的には知っている
3. 名前は聞いたことがある
4. 知らない

問15. 貴社が課税事業者（簡易課税事業者含む）の場合において、免税事業者との取引がありますか。【○は1つ】※簡易課税事業者と免税事業者の説明は4ページ問6の注意書きをご確認ください。

1. ある → 問16へ
2. ない
3. 不明

問16. 問15で「1. ある」と回答した方にお聞きます。

インボイス制度が始まると、貴社が仕入れを行う際に「仕入税額控除」を利用するには、適格請求書発行事業者（免税事業者は発行不可）から仕入れを行う必要があります。貴社がこれまで免税事業者から仕入れを行っていた取引においては、これまで全額控除できていたところ、移行期間（3年間8割控除可、更に3年間5割控除可）に移ります。貴社はどのように対応される予定でしょうか。【○はいくつでも】

1. 条件を変えずに取引を続ける※
2. これまでの取引価格を変更できないか検討する
3. 免税事業者に対して、簡易課税事業者への転換を求める
4. 課税事業者（適格請求書発行事業者）に仕入先を変更する
5. まだ考えていない
6. その他

※自社が簡易課税の適用を受けていれば、売上分の消費税の計算のみで税額計算が可能であり、取引先が免税事業者であってもインボイス制度導入によって納税額に影響はありません。

インボイス制度について、なにか御不明点等あれば、下記の国税庁の特設サイトをご覧ください。なお、免税事業者側に対して、課税事業者とのインボイス制度の導入後に係る取引実態調査についても、実施予定です。

<参考：インボイス制度について（国税庁HP「インボイス制度特設サイト」）>



～以上で質問は終わります。ご協力いただきありがとうございました。～

5. 参考資料

業種分類の対応関係

業種7分類	業種21分類	業種99分類
1 製造業	5 製造業	9 食品製造業
		10 飲料・たばこ・飼料製造業
		11 繊維工業
		12 木材・木製品製造業(家具を除く)
		13 家具・装備品製造業
		14 パルプ・紙・紙加工品製造業
		15 印刷・同関連業
		16 化学工業
		17 石油製品・石炭製品製造業
		18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19 ゴム製品製造業
		20 なめし革・同製品・毛皮製造業
		21 窯業・土石製品製造業
		22 鉄鋼業
		23 非鉄金属製造業
		24 金属製品製造業
		25 はん用機械器具製造業
		26 生産用機械器具製造業
		27 業務用機械器具製造業
		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29 電気機械器具製造業
		30 情報通信機械器具製造業
		31 輸送用機械器具製造業
		32 その他の製造業
2 建設業	4 建設業	6 総合工事業
		7 職別工事業(設備工事業を除く)
		8 設備工事業
3 運輸業、郵便業	8 運輸業、郵便業	42 鉄道業
		43 道路旅客運送業
		44 道路貨物運送業
		45 水運業
		46 航空運輸業
		47 倉庫業
		48 運輸に附帯するサービス業
		49 郵便業(信書便事業を含む)
		50 各種商品卸売業
		51 繊維・衣服等卸売業
4 卸売業	9 卸売業	52 飲食料品卸売業
		53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		54 機械器具卸売業
		55 その他の卸売業
		56 各種商品小売業
5 小売業	10 小売業	57 繊維・衣服・身の回り品小売業
		58 飲食料品小売業
		59 機械器具小売業
		60 その他の小売業
		61 無店舗小売業

業種7分類	業種21分類	業種99分類
6 サービス業	7 情報通信業	37 通信業
		38 放送業
		39 情報サービス業
		40 インターネット附随サービス業
	13 学術研究、専門・技術サービス業	41 映像・音声・文字情報制作業
		71 学術・開発研究機関
		72 専門サービス業(他に分類されないもの)
		73 広告業
	14 宿泊業、飲食サービス業	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
		75 宿泊業
		76 飲食店
		77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	15 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
		79 その他の生活関連サービス業
		80 娯楽業
		81 学校教育
	16 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業
		83 医療業
	17 医療、福祉	84 保健衛生
		85 社会保険・社会福祉・介護事業
	18 複合サービス事業	86 郵便局
		87 協同組合(他に分類されないもの)
7 その他	19 サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業
		89 自動車整備業
		90 機械等修理業(別掲を除く)
		91 職業紹介・労働者派遣業
		92 その他の事業サービス業
		93 政治・経済・文化団体
		94 宗教
		95 その他のサービス業
		96 外国公務
	1 農業、林業	1 農業
		2 林業
		3 漁業(水産養殖業を除く)
		4 水産養殖業
		5 鉱業、採石業、砂利採取業
	2 漁業	33 電気業
		34 ガス業
		35 熱供給業
		36 水道業
		62 銀行業
	3 鉱業、採石業、砂利採取業	63 協同組織金融業
		64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
		65 金融商品取引業、商品先物取引業
		66 補助的金融業等
		67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
	6 電気・ガス・熱供給・水道業	68 不動産取引業
		69 不動産賃貸業・管理業
		70 物品賃貸業
		97 国家公務
		98 地方公務
	11 金融業、保険業	99 分類不能の産業
	12 不動産業、物品賃貸業	
	20 公務 (他に分類されるものを除く)	
	21 分類不能の産業	

5. 参考資料

回答事業者の属性

問 5.主力商品・サービスの形態【SA】 ※集計対象は、問 2 で「1. 個人事業者」、かつ問 6 で「1. 免税事業者」と回答した企業。

<全体> 上段＝回答数、下段＝構成比(%)

	回答件数 計	中間財(販売先の企業が 製品の原材料(部品、梱包 材を含む)や燃料として使 用するもの)	資本財(販売先の企業が 自社の設備として設置する 機械等)	最終消費財(消費者への 製品)	事業者・企業への商品・ サービスの提供	消費者への商品・サービ スの提供
全体	491 100.0	5 1.0	1 0.2	17 3.5	89 18.1	379 77.2

<業種7分類別(問4)> 上段＝回答数、下段＝構成比(%)

	回答件数 計	中間財(販売先の企業が 製品の原材料(部品、梱包 材を含む)や燃料として使 用するもの)	資本財(販売先の企業が 自社の設備として設置する 機械等)	最終消費財(消費者への 製品)	事業者・企業への商品・ サービスの提供	消費者への商品・サービ スの提供
製造業	23 100.0	5 21.7	1 4.3	17 73.9	— —	— —
建設業	25 100.0	— —	— —	— —	9 36.0	16 64.0
運輸業、郵便業	2 100.0	— —	— —	— —	2 100.0	0 0.0
卸売業	9 100.0	— —	— —	— —	6 66.7	3 33.3
小売業	137 100.0	— —	— —	— —	4 2.9	133 97.1
サービス業	241 100.0	— —	— —	— —	59 24.5	182 75.5
その他	54 100.0	— —	— —	— —	9 16.7	45 83.3

5. 参考資料

価格転嫁の状況（平成 26 年 4 月～令和 4 年 11 月）の時系列推移：事業者間取引（BtoB 取引）

調査時期	回答事業者数(者)	回収率(%)	事業者間取引(BtoB)					
			全て転嫁できている			全く転嫁できていない		
			当月(%)	前年同月比(pt)	前月比(pt)	当月(%)	前年同月比(pt)	前月比(pt)
平成26年4月調査	9,425	23.6	79.0	-	-	3.8	-	-
平成26年5月調査	9,620	24.1	80.0	-	1.0	4.0	-	0.2
平成26年6月調査	9,655	24.1	82.2	-	2.2	3.6	-	▲ 0.4
平成26年7月調査	9,667	24.2	83.4	-	1.2	4.0	-	0.4
平成26年8月調査	9,644	24.1	83.3	-	▲ 0.1	3.8	-	▲ 0.2
平成26年9月調査	9,775	24.4	82.7	-	▲ 0.6	4.3	-	0.5
平成26年10月調査	9,691	24.2	82.2	-	▲ 0.5	3.9	-	▲ 0.4
平成26年11月調査	9,666	24.2	82.7	-	0.5	4.2	-	0.3
平成26年12月調査	9,850	24.6	83.2	-	0.5	3.9	-	▲ 0.3
平成27年1月調査	10,507	26.2	83.4	-	0.2	3.5	-	▲ 0.4
平成27年2月調査	10,105	25.3	85.1	-	1.7	3.2	-	▲ 0.3
平成27年3月調査	9,813	24.5	85.3	-	0.2	3.2	-	0.0
平成27年4月調査	10,221	25.6	85.5	6.5	0.2	3.7	▲ 0.1	0.5
平成27年5月調査	10,162	25.4	85.9	5.9	0.4	3.6	▲ 0.4	▲ 0.1
平成27年6月調査	9,822	24.6	84.4	2.2	▲ 1.5	3.8	0.2	0.2
平成27年7月調査	10,118	25.3	85.5	2.1	1.1	3.6	▲ 0.4	▲ 0.2
平成27年8月調査	9,095	22.7	85.8	2.5	0.3	3.5	▲ 0.3	▲ 0.1
平成27年9月調査	9,123	22.8	85.8	3.1	0.0	3.6	▲ 0.7	0.1
平成27年10月調査	9,798	24.5	84.9	2.7	▲ 0.9	4.0	0.1	0.4
平成27年11月調査	10,165	25.4	85.1	2.4	0.2	4.0	▲ 0.2	0.0
平成27年12月調査	9,038	22.6	84.7	1.5	▲ 0.4	3.9	0.0	▲ 0.1
平成28年1月調査	8,518	21.3	85.8	2.4	1.1	3.4	▲ 0.1	▲ 0.5
平成28年2月調査	8,831	22.1	85.9	0.8	0.1	3.4	0.2	0.0
平成28年3月調査	9,215	23.0	84.8	▲ 0.5	▲ 1.1	3.5	0.3	0.1
平成28年4月調査	10,626	26.6	83.4	▲ 2.1	▲ 1.4	3.8	0.1	0.3
平成28年5月調査	9,691	24.2	84.7	▲ 1.2	1.3	3.9	0.3	0.1
平成28年6月調査	10,702	26.8	83.0	▲ 1.4	▲ 1.7	4.0	0.2	0.1
平成28年7月調査	10,712	26.8	83.9	▲ 1.6	0.9	3.7	0.1	▲ 0.3
平成28年8月調査	10,000	25.0	84.2	▲ 1.6	0.3	3.7	0.2	0.0
平成28年9月調査	9,579	23.9	85.7	▲ 0.1	1.5	3.3	▲ 0.3	▲ 0.4
平成28年10月調査	9,936	24.8	84.1	▲ 0.8	▲ 1.6	3.6	▲ 0.4	0.3
平成28年11月調査	9,085	22.7	85.5	0.4	1.4	3.0	▲ 1.0	▲ 0.6
平成28年12月調査	8,699	21.7	84.7	0.0	▲ 0.8	3.9	0.0	0.9
平成29年1月調査	8,499	21.2	84.8	▲ 1.0	0.1	3.1	▲ 0.3	▲ 0.8
平成29年2月調査	8,450	21.1	86.5	0.6	1.7	2.9	▲ 0.5	▲ 0.2
平成29年3月調査	8,318	20.8	85.6	0.8	▲ 0.9	3.0	▲ 0.5	0.1
平成29年5月調査	9,052	22.6	88.6	5.2	3.0	1.9	▲ 1.9	▲ 1.1
平成29年6月調査	8,830	22.1	88.9	4.2	0.3	2.3	▲ 1.6	0.4
平成29年8月調査	8,480	21.2	89.4	6.4	0.5	1.6	▲ 2.4	▲ 0.7
平成29年10月調査	8,537	21.3	89.2	5.3	▲ 0.2	2.3	▲ 1.4	0.7
平成29年12月調査	8,209	20.5	88.3	4.1	▲ 0.9	2.1	▲ 1.6	▲ 0.2
平成30年2月調査	8,741	21.9	88.1	2.4	▲ 0.2	2.0	▲ 1.3	▲ 0.1
平成30年5月調査	8,855	22.1	88.3	▲ 0.3	0.2	2.1	0.2	0.1
平成30年6月調査	9,029	22.6	88.3	▲ 0.6	0.0	2.0	▲ 0.3	▲ 0.1
平成30年8月調査	8,592	21.5	88.2	▲ 1.2	▲ 0.1	2.4	0.8	0.4
平成30年10月調査	8,219	20.5	89.3	0.1	1.1	2.2	▲ 0.1	▲ 0.2
平成30年12月調査	8,929	22.3	87.3	▲ 1.0	▲ 2.0	2.4	0.3	0.2
平成31年2月調査	8,897	22.2	88.1	0.0	0.8	2.2	0.2	▲ 0.2
令和元年6月調査	19,107	23.9	86.6	-	▲ 1.5	2.5	-	0.3
令和元年9月調査	16,829	21.0	86.9	-	0.3	2.3	-	▲ 0.2
令和元年11月調査	17,699	22.1	88.1	-	1.2	1.8	-	▲ 0.5
令和2年2月調査	19,764	24.7	88.5	-	0.4	1.8	-	0.0
令和2年7月調査	10,223	25.6	90.3	3.7	1.8	1.4	▲ 1.1	▲ 0.4
令和2年9月調査	10,461	26.2	88.4	1.5	▲ 1.9	1.8	▲ 0.5	0.4
令和2年12月調査	8,778	21.9	89.8	1.7	1.4	1.5	▲ 0.3	▲ 0.3
令和3年2月調査	8,906	22.3	90.5	2.0	0.7	1.4	▲ 0.4	▲ 0.1
令和3年6月調査	11,353	28.4	89.4	▲ 0.9	▲ 1.1	1.7	0.3	0.3
令和3年10月調査	10,328	25.8	88.6	0.2	▲ 0.8	1.8	0.0	0.1
令和4年2月調査	9,799	24.5	87.9	▲ 2.6	▲ 0.7	2.2	0.8	0.4
令和4年7月調査	10,728	26.8	93.7	4.3	5.8	1.3	▲ 0.4	▲ 0.9
令和4年11月調査	9,832	24.6	93.1	4.5	▲ 0.6	1.6	▲ 0.2	0.3

5. 参考資料

価格転嫁の状況（平成 26 年 4 月～令和 4 年 11 月）の時系列推移：事業者間取引（BtoB 取引）全て転嫁できている

